

令和 5 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 日本精密株式会社
(コード番号：7771 東証スタンダード)
代表者名 代表取締役社長 井藤 秀雄
問合せ先 上席執行役員 朴 成鎮
(TEL (048)225-5311)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、令和 5 年 6 月 22 日開催予定の当社第 45 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

定款変更の理由につきましては、次のとおりであります。

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定が令和 4 年 9 月 1 日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第 15 条第 1 項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第 15 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第 15 条)は不要となるため、これを削除するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 15 条 当社は、株主総会の招集に関し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削 除)

(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
-------	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

令和5年6月22日(木)

定款変更の効力発生日

令和5年6月22日(木)

以 上